



商標制度の概要

田中国際特許事務所
弁理士 田中 幹人

目次

- 知的財産権の概要
- 商標とは何か
- 商標保護の体系
- 商標の調査について
- 商標の出願から登録まで
- 商標の権利維持
- 商標の使用
- 商標の使用許諾と譲渡
- 権利侵害への対処

知的財産権の概要

1 . 知的財産権 > 産業財産権の概要

知的財産権

- ・ 著作権（無方式：寄託） ...引用、パロディ
（芸術・文学・音楽... コンピュータプログラム）
*文化庁
- ・ 植物新品種（種苗法）

産業財産権

- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権

* その他

- ・ 半導体の集積回路配置に関する法律
- ・ トレードシークレット（民法）
- ・ 商号権（法人などの名称、商法：同一行政区域内）
- ・ インターネット・ドメインネーム（不正競争防止法）

商標とは何か

『文字、図形、記号、もしくは立体的形状もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合』

保護対象

自己の商品や役務(サービス)を、他者のそれと区別するために使用される文字、記号、図形など

保護の目的

商標を使用する者の権益保護、ひいては産業の発展に寄与
(商標法第1条) 需要者の利益保護

商標の種類

- ・文字商標 文字のみで構成されたもの
- ・図形商標 図案化、幾何学模様等
- ・記号商標 暖簾、モノグラム等
- ・立体商標 人物・動物等を立体的に表したもの
- ・結合商標 文字と図形等の組合せ

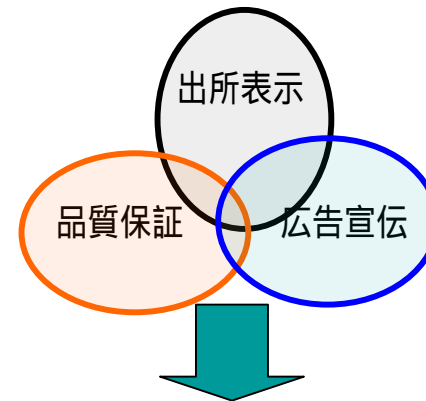
商標の機能

■ 本質的機能

自他商品識別機能(出所表示機能)

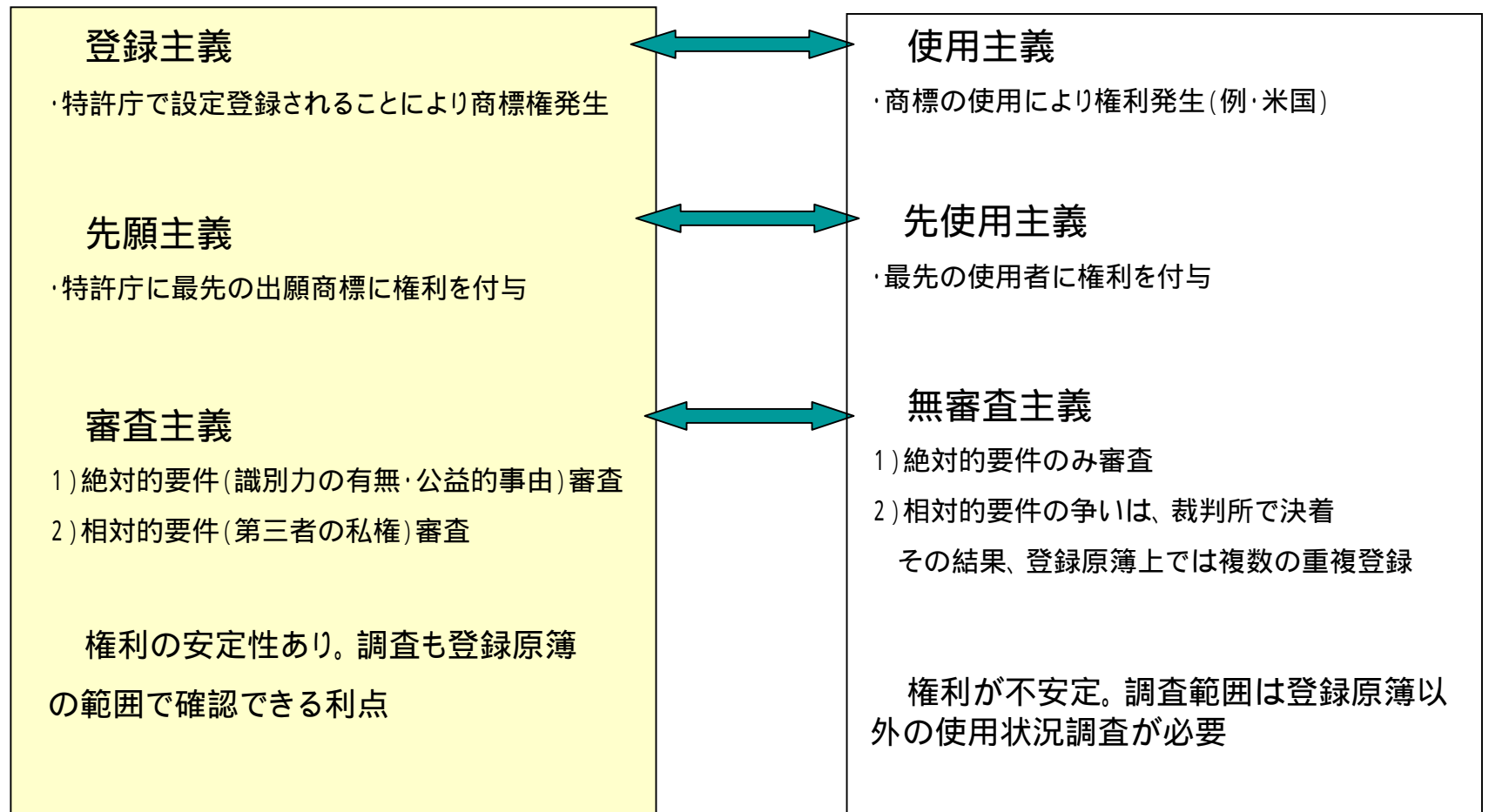
■ 派生的機能

品質保証機能
宣伝広告機能
財産価値機能



Good - Will(顧客吸引力)、信用の化体

商標保護の体系



商標の調査について

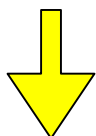
- 特許庁に登録されている商標権が180万件以上 既に他人が取得している場合が多い
- 他人の商標権と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品について使用



商品差し止め、損害賠償請求 ← 企業の信用失墜



- ・無用の係争を避ける
- ・商標の変更に係る費用及び宣伝広告費用を無駄にしない



商標の事前調査が重要

調査資料

文字商標の場合

特許庁の電子図書館 (IPDL)

CD-ROM版「文字商標集」

BRANDY (民間のデータベース・称呼検索)

PATOLIS (民間のデータベース)

図形商標の場合

特許庁の電子図書館 (IPDL)

BRANDYのCD-ROM版「図形商標集」

調査方法

登録可能性 識別力有無(3条関係)

公益的不登録事由

他人の権利

他人の著名な標章、商号、名称

4条各号

国旗、菊花紋章・

同盟国の紋章、記章・

国連、国際機関を表示する標章

赤十字

同盟国の政府、公共団体の監督、証明用

国、地方公共団体、非営利団体

公序良俗違反

他人の肖像、氏名、名称、著名な雅号、芸名

博覧会の賞

他人の商品・役務の周知な商標

先出願商標

他人の防護標章

他人の商標権消滅より1年以内

種苗法の品種名称

他人の商品・役務と混同

商品・役務の品質誤認

ぶどう酒、蒸留酒の産地

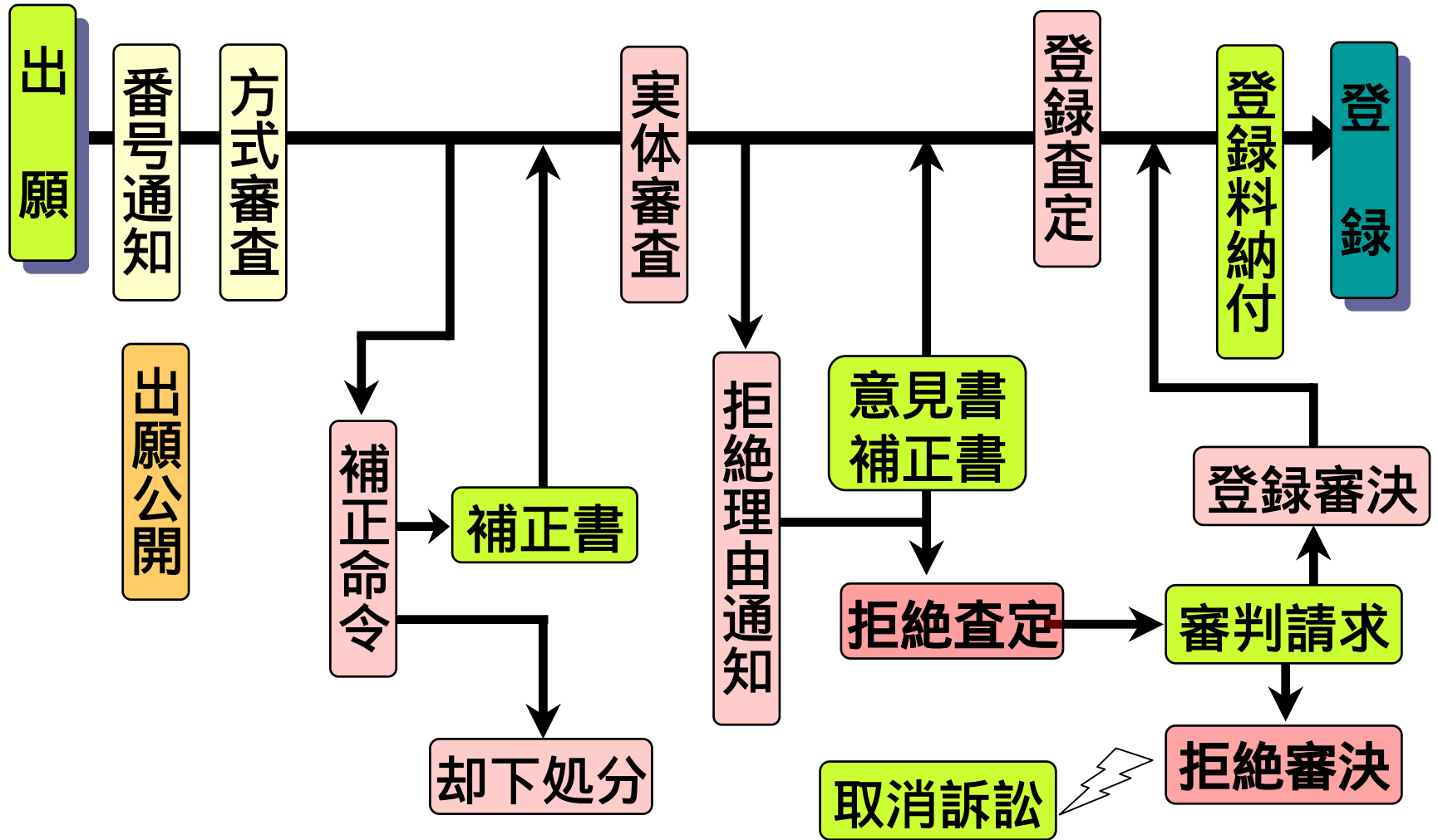
機能を確保するために不可欠な立体形状

国内外の周知商標を不正な目的で使用するもの

商標調査の手順

- 1) 商標の要部と称呼抽出
- 2) 商品分野、分類、類似群コードの特定
- 3) 詳細調査

商標出願から登録まで



識別力の有無

■ 識別力とは

自己の商品と他者の商品を取引者や需要者が区別することができる能力

識別力なしと判断される事例 (第3条)

- (1) 商品や役務の普通名称 例・「目薬」「漢方」
- (2) 商品や役務についての慣用語 例・「正宗」(清酒) 「観光ホテル」(宿舎)
- (3) 普通に使用されている商品の産地、品質、材料、用途、数量などを表す語
例・「おなかのハリに」「ジェルシート」「富山」(薬)
- (4) ありふれた氏または名称 例・「miyata」「オカモト」「春日」
- (5) 極めて簡単で、ありふれた記号など 例・「601」「AB」「」
- (6) その他、識別力を欠くもの 例・「平成」「ダース」「セール」

使用による識別力の獲得 (第3条第2項)

長年にわたって特定の者により使用された結果、周知となった場合には、識別力が生じたと判断され、例外的に登録が認められる場合がある。

登録例・「ニッポンハム」(商品・ハム) 「ミルクィー」(商品・飴菓子)

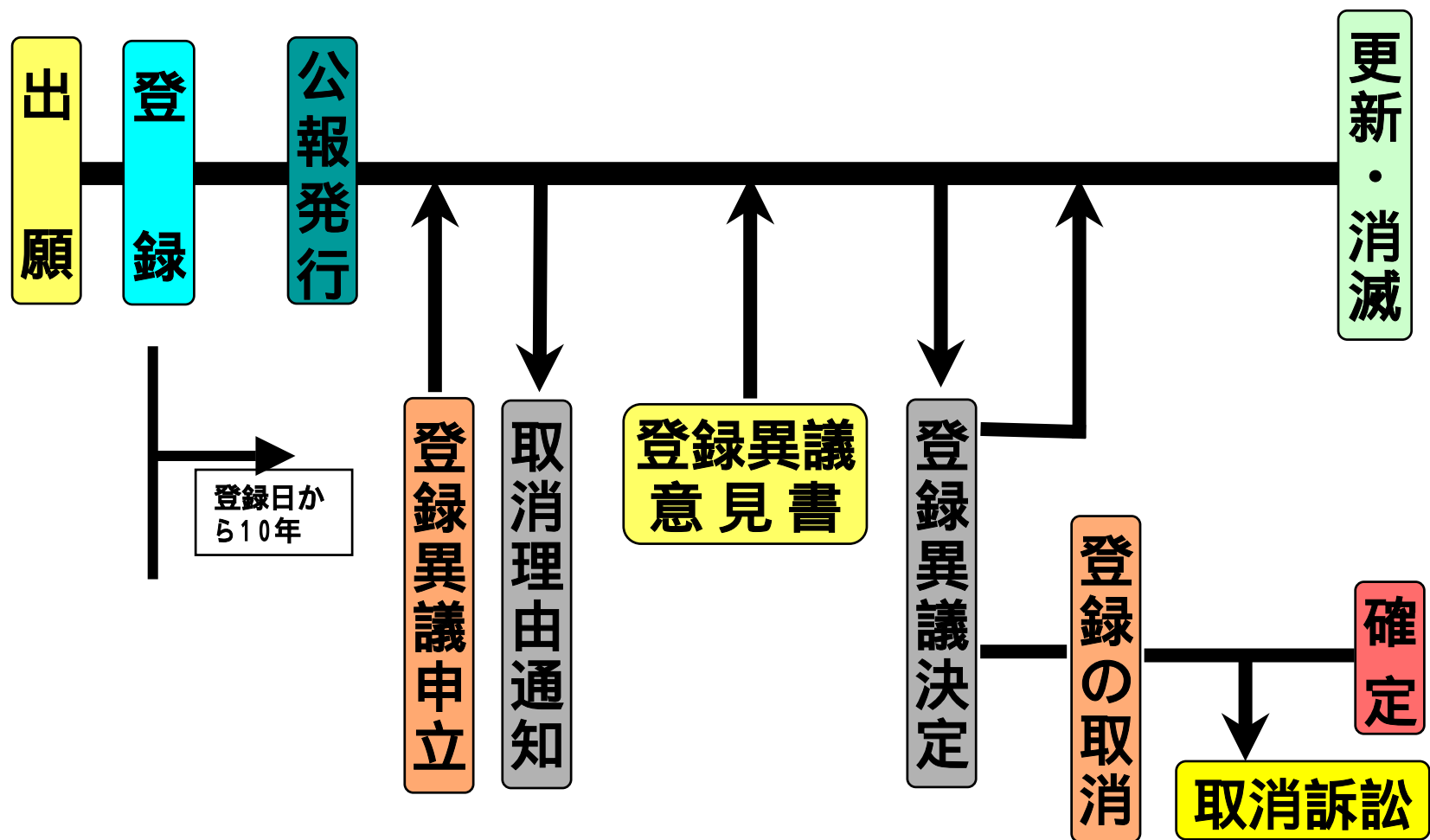
商標の類似判断の3要素

- **称呼類似** < 商標の称呼(発音)が似ている >
 - ・アスパ = アスペ ・山清 = ヤマセ フェルナミン = フェナルミン
- **観念類似** < 商標の意味・観念が似ている >
 - ・雪印 = スノー印 ・獅子 = ライオン ・キャッスル = シャトー
- **外観類似** < 商標の外形、見た状態が似ている >
 - 主に図形商標
 - ・SORD = SORO , ライオン = テイオン

これら3つの基準に基づいて総合的に判断される

審査基準に
原則記載あり

登録～異議申立～権利維持



商標の権利維持(1)

■ 更新管理(第19条)

存続期間は登録日から10年 満了日前6ヶ月以内に更新申請をすることで永続的に権利存続

■ 使用義務(第50条)

正当な理由なく継続して3年以上登録商標が使用されない場合、第三者の請求によりその登録が取り消される

■ 適正使用(第51条)

商標権者が故意に登録商標に類似する商標を使用した結果、商品の品質につき誤認を与えたり、他人の業務と混同を生ずることとなった場合には登録取消の請求を受けらる虞がある

また、商標の希釈化防止に配慮する必要あり

商標の権利維持(2)

商標の適正使用

同一性の範囲内での使用
商品の誤認、混同防止

信用維持

品質管理、信頼性の向上努力
不良品の流出防止

権利保全

不使用取消し対策 同一性の範囲の使用、ストック商標の活用
普通名称化の防止

使用許諾先の管理

適正使用(取消し事由の回避)

商標の使用(1)

- 商標権を取得すると指定した商品・役務の範囲内で「独占排他的」に商標を使用する権利を得る(第25条)
- 商標の使用とは(第2条第3項)
 - ・商品そのもの又は商品の包装に商標を付することや付した商品を売買すること
 - ・サービス(役務)を提供する際に使用するものなどに商標を付すること
例・ホテルで使用するシャンプーにホテルの商標を付す
レストランのマークを入れた皿を使用して料理を提供する

注意点

登録された商標と社会通念上同一の態様で使用する

登録商標の使用と認められる場合

HI-ME ⇔ hi-me

登録商標の使用と認められない場合

たいよう → × → 太陽

商標の使用(2)

■ 登録商標であることを示す表示

・登録商標の文字と登録番号の組合せ 例・登録商標第 号
商標法第73条(付するよう努めなければならない 義務ではない)

- ・表示があると商標権侵害の場合、相手方の悪意の推定に有利
 - ・表示がなくても罰則はない。侵害に対し権利行使も可能
- ただし、虚偽表示の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(第80条)

"®"と"TM"

"®" は registration symbol と呼ばれ、米国商標法の規定にある表示
日本でも登録商標について慣用されている
登録商標でない場合は "TM"(Trade Mark の略)を用いる場合がある

商標の使用許諾と譲渡

- 自社が所有する商標権については、条件が満足すれば、その使用を他者に許諾することが可能

専用使用権 (第30条)

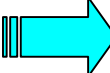

- ・契約で定められた範囲内においては独占排他的に使用できる
- ・商標権者も使用できない
- ・特許庁にその設定登録をしなければ効力を生じない

通常使用権 (第31条)

- ・契約で定められた範囲内において使用可能
- ・商標権者も使用できる
- ・複数の者に重複許諾が可能
- ・特許庁にその設定登録をしなくても効力を生じる

- 商標権は財産権であるから譲渡が可能
特許庁に登録しなければ効力を生じない

権利侵害への対処

- 侵害行為の差止請求権(第36条)
権利侵害をする者または侵害のおそれある者に対して、侵害の停止・予防の請求可
侵害となる商品の廃棄
 侵害行為に使われた設備の除去
その他侵害の予防に必要な行為の請求
 - 信用回復措置請求権(第39条)
謝罪広告等の掲載等
 - その他
損害賠償請求権
不当利得返還請求権
体刑又は罰金刑
- 民法
刑事上の救済 非親告罪  需要者保護